

# 資料編

## １　川崎市障害者施策審議会

#### ■ 川崎市障害者施策審議会条例

昭和46年12月24日条例第67号

改正

平成６年３月30日条例第８号

平成９年３月31日条例第２号

平成16年10月14日条例第41号

平成17年７月１日条例第43号

平成23年10月７日条例第28号

平成24年３月19日条例第11号

平成25年３月22日条例第６号

(趣旨)

第１条　この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第３項の規定に基づき、川崎市障害者施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第２条　審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(１)　障害者のための施策に関する基本的な計画の策定又は変更に関し意見を述べること。

(２)　障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく業務の円滑な実施に関する計画の策定又は変更に関し意見を述べること。

(３)　障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

(４)　障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(組織)

第３条　審議会は、委員20人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(１)　学識経験者

(２)　障害者

(３)　障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者

(４)　関係行政機関の職員

(５)　市職員

３　市長は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第５条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第６条　審議会は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第７条　審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

２　専門部会に属すべき委員は、会長が審議会に諮って指名する。

３　専門部会に部会長１人を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。

４　部会長は、当該専門部会の事務を掌理し、審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

５　専門部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第８条　審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則(平成６年３月30日条例第８号)

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第１条の改正規定（「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。（市長が定める日＝平成６年５月24日規則第34号で平成６年６月１日から施行）

附　則(平成９年３月31日条例第２号抄)

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則(平成16年10月14日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成17年７月１日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成23年10月７日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成24年３月19日条例第11号)

(施行期日)

１　この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

２　この条例の施行の日の前日において改正前の条例第３条第２項の規定により委嘱され、又は任命された川崎市障害者施策推進協議会の委員である者の任期は、同条例第４条の規定にかかわらず、その日に満了する。

附　則(平成25年３月22日条例第６号)

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

#### ■ 第５期川崎市障害者施策審議会　委員名簿

（50音順、敬称略）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 氏　名 | 所属等 | 備　考 |
| 1 | 明　石　洋　子 | 一般社団法人川崎市自閉症協会　代表理事 |  |
| 2 | 飯　島　克　巳 | 社会福祉法人なごみ福祉会　理事長 |  |
| 3 | 石　橋　吉　章 | 川崎市肢体不自由児者父母の会連合会　会長 |  |
| 4 | 伊　東　秀　幸 | 田園調布学園大学　副学長 |  |
| 5 | 江　川　文　誠 | 社会福祉法人三篠会  障害児・者福祉医療施設ソレイユ川崎　施設長 |  |
| 6 | 大　窪　俊　雄 | 社会福祉法人アピエ  地域生活支援センターオリオン |  |
| 7 | 小　川　菜 江 子 | 社会福祉法人電機神奈川福祉センター  就労援助センター事業部　総合センター長 |  |
| 8 | 小　澤　　温 | 筑波大学人間系　教授 |  |
| 9 | 小　宮　美　雪 | 川崎市立田島支援学校　ＰＴＡ会長代理 |  |
| 10 | 柴　田　光　規 | 社会福祉法人青い鳥  川崎西部地域療育センター　所長 |  |
| 11 | 清　水　　信 | 特定非営利活動法人川崎市精神保健福祉家族会連合会  あやめ会　副理事長 |  |
| 12 | 隆　島　研　吾 | 神奈川県立保健福祉大学リハビリテーション学科　教授 |  |
| 13 | 床　呂　東　子 | 弁護士（神奈川県弁護士会） |  |
| 14 | 舩　橋　光　俊 | 公益財団法人川崎市身体障害者協会　理事 |  |
| 15 | 邉　見　洋　之 | 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会　常務理事 |  |
| 16 | 宮　澤　織　絵 | 社会福祉法人ともかわさき　私たちの広場 |  |
| 17 | 美　和　と よ み | 川崎市育成会手をむすぶ親の会　会長 | 副会長 |
| 18 | 村　川　浩　一 | 東京福祉大学・大学院　教授 | 会長 |
| 19 | 吉　田　　宴 | 川崎市立中央支援学校　校長 |  |
| 20 | 渡　辺　雅　治 | ハローワーク川崎　所長 |  |

#### ■ 第５期川崎市障害者施策審議会における検討経過

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日 | 主な議題 |
| 令和２年８月７日 | ・障害のある方の生活ニーズ調査等の結果  ・障害者計画及び障害（児）福祉計画の進捗状況（令和元年度）  ・次期計画策定の方向性  ・地域リハビリテーション施策における取組課題等 |
| 令和２年10月22日 | ・次期計画（素案）の検討 |
| 令和３年３月16日 | ・次期計画（最終案）の検討 |

## ２　第５次かわさきノーマライゼーションプラン策定委員会

#### ■ 第５次かわさきノーマライゼーションプラン策定委員会　委員名簿

（50音順、敬称略）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 氏　名 | 所属等 | 備　考 |
| 1 | 伊　東　秀　幸 | 田園調布学園大学　副学長 |  |
| 2 | 小　澤　　温 | 筑波大学人間系　教授 | 委員長 |
| 3 | 澤　藤　充　教 | 公益財団法人川崎市身体障害者協会　理事 |  |
| 4 | 志　賀　利　一 | 社会福祉法人横浜やまびこの里　相談支援事業部長 |  |
| 5 | 鈴　木　敏　彦 | 和泉短期大学児童福祉学科　教授 |  |
| 6 | 平　田　雅　之 | 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団　事業統括　参事 |  |
| 7 | 行　實　志 都 子 | 川崎市地域自立支援協議会　会長  神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部　准教授 |  |
| 8 | 渡　部　匡　隆 | 横浜国立大学大学院教育学研究科　教授 |  |

#### ■ 第５次かわさきノーマライゼーションプラン策定委員会における検討経過

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日 | 主な議題 |
| 令和元年10月８日 | ・障害（児）福祉計画の進捗状況（平成30年度）  ・障害のある方の生活ニーズ調査の実施 |
| 令和２年１月30日 | ・障害者計画の進捗状況（平成30年度）  ・障害のある方の生活ニーズ調査の結果（速報値）  ・地域リハビリテーション体制の構築 |
| 令和２年6月  （書面会議） | ・障害者計画の進捗状況（令和元年度）  ・障害のある方の生活ニーズ調査等の結果  ・次期計画策定の方向性  ・地域リハビリテーション施策における取組課題等 |
| 令和２年９月３日 | ・障害（児）福祉計画の進捗状況（令和元年度）  ・次期計画（素案）の検討 |
| 令和２年９月23日 | ・次期計画（素案）の検討 |
| 令和３年３月２日 | ・次期計画（最終案）の検討 |

## ３　パブリックコメント・区民説明会

#### ■ パブリックコメント

|  |  |
| --- | --- |
| 募集期間 | 令和２年12月１日（火）～令和３年２月５日（金） |
| 資料の公表場所 | 川崎市ホームページ、区役所、支所、情報プラザなど |
| 意見提出通数 | ２９通 |
| 意見総数 | ２０４件 |

#### ■ 区民説明会

本計画の策定に関する区民説明会については、川崎市・各区地域福祉計画及びかわさきいきいき長寿プラン（川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）と合同で、計7回開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、開催を中止しました。

そのため、説明会資料及び説明用音声データを本市ホームページにて公開するほか、障害関連団体及び施設等へ説明会資料を送付・配布するなど、他の代替手段にて周知を図りました。

発　　　行 令和３(2021)年３月

企画・編集 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

住　　　所 〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地

電　　　話 （044）200-2654（直通）

Ｆ　Ａ　Ｘ （044）200-3932

第５次かわさきノーマライゼーションプラン